

清 酒 の 認 証 基 準

(適用の範囲)

第 1 この基準は、「酒税法」(昭和28年2月28日法律第6号)第3条第7号に定める清酒であって、栃木県産米を原料とし、県内の工場で生産された「清酒の製法品質表示基準を定める件」(改正平成18年4月国税庁告示第9号)に基づく特定名称の「清酒」に適用する。

(定義)

第 2 この基準において「清酒」とは、「酒税法」第3条第7号の定義に適合するものである。

(品質及び品質表示)

第 3 清酒の品質及び表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準及び「酒税法」等、酒類の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
原 材 料	食品添加物以外の原材料	1 使用する米は、栃木県内で生産されたものであること。 2 使用する米は、「農産物検査法」(昭和26年法律第144号)に基づく水稻うるち米玄米又は醸造用玄米の規格による3等以上に格付けされたもの(醸造用玄米にあつては、水稻うるち玄米の3等以上に相当するものを含む。)であること。
	食品添加物	食品添加物は使用していないこと。

(関係法令の遵守)

第 4 清酒の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成13年 2月15日から適用する。

この基準は、平成13年 6月29日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。